

経営所得安定対策関係連絡先一覧

◆ 行政(市) ◆

No	名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	備考
1	横手市農林部 農業振興課	013-8502	横手市旭川一丁目3-41	32-2113	32-4037	横手市農業再生 協議会事務局
2	横手市まちづくり推進部 増田地域課	019-0792	横手市増田町増田字土肥館173	45-5515	45-4525	
3	横手市まちづくり推進部 平鹿地域課	013-0105	横手市平鹿町浅舞字覚町後138	24-1118	24-3087	
4	横手市まちづくり推進部 雄物川地域課	013-0205	横手市雄物川町今宿字鳴田1	22-2187	22-3225	
5	横手市まちづくり推進部 大森地域課	013-0514	横手市大森町字大中島 268	26-2116	26-3200	
6	横手市まちづくり推進部 十文字地域課	019-0529	横手市十文字町字海道下12-5	42-5119	42-3391	
7	横手市まちづくり推進部 山内地域課	019-1108	横手市山内土淵字二瀬8-4	53-2934	53-2140	
8	横手市まちづくり推進部 大雄地域課	013-0461	横手市大雄字三村東18	52-2111	52-3906	

◆ 認定方針作成者等 ◆

No	名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	備考
1	JA秋田ふるさと 営農経済部営農企画課	013-0205	横手市雄物川町今宿字前田面20	23-6552	23-6501	営農本店
2	JA秋田ふるさと 営農経済部米穀課	013-0205	横手市雄物川町今宿字前田面20	23-6556	23-6504	営農本店
3	JA秋田ふるさと 営農経済部横手営農センター	013-0071	横手市八幡字八幡50	32-8220	33-9200	
4	JA秋田ふるさと 営農経済部金沢営農センター	013-0814	横手市金沢中野字根小屋162	37-2124	37-3550	
5	JA秋田ふるさと 営農経済部増田営農センター	019-0701	横手市増田町増田字上関ノ口115	45-2035	45-2894	
6	JA秋田ふるさと 営農経済部平鹿営農センター	013-0105	横手市平鹿町浅舞字中東160	24-3110	24-2344	
7	JA秋田ふるさと 営農経済部雄物川営農センター	013-0205	横手市雄物川町今宿字前田面1	22-2266	22-5933	
8	JA秋田ふるさと 営農経済部大森営農センター	013-0514	横手市大森町字大中島380-2	26-4155	26-3824	
9	JA秋田ふるさと 営農経済部十文字営農センター	019-0513	横手市十文字町植田字大清水182	44-3101	44-5883	
10	JA秋田ふるさと 営農経済部大雄営農センター	013-0345	横手市大雄字本庄道北堰間11	52-3665	52-3668	
11	東北日紅 株式会社	013-0101	横手市平鹿町上吉田字車長根83	24-1101	24-3901	
12	合名会社 寺正商店	013-0105	横手市平鹿町浅舞字浅舞205-2	24-1044	24-3580	
13	奈良光商店	014-1413	大仙市角間川町字二本杉43	0187-65-2141	0187-65-2141	
14	河合商店	019-0701	横手市増田町増田字福嶋道西1	45-3046	-	
15	株式会社 中嶋貞助商店	013-0102	横手市平鹿町醍醐字鱈田13-1	25-4030	25-4849	
16	株式会社 丸富商店	013-0102	横手市平鹿町醍醐字醍醐51	25-4334	25-4335	
17	有限会社 鈴木勇商店	014-1412	大仙市藤木字東八圭45-1	0187-65-2203	0187-65-2208	
18	有限会社 秋田アグリテック	019-1613	大仙市太田町太田字新田下野153	0187-88-2043	0187-88-2817	
19	有限会社 三信	014-0805	大仙市高梨字水里31-3	0187-62-6211	0187-86-3560	
20	有限会社 秋田夢農場	012-0007	湯沢市八幡字熊ノ堂19	0183-72-7200	0183-72-7201	

お問い合わせ先

横手市農業再生協議会事務局  
横手市農林部農業振興課

〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号  
(県平鹿地域振興局内)  
☎ 32-2113

横手市農業再生協議会

令和5年度

経営所得  
安定対策

実現を目指して  
農業経営の  
安定した

# 経営所得安定対策等

## 1 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

畑作物の直接支払交付金は、数量払と面積払を併用し、交付金の支払いは数量払を基本に、営農を継続するために必要最低限の額を当年産の作付面積に応じて面積払で先に交付します。出荷・販売数量が明らかとなった段階で、数量払の額を確定し、先に交付された面積払（営農継続支払）の金額を差し引いた額を追加で交付します。

### 1 数量払

#### 交付対象者

認定農業者・集落営農・認定新規就農者（いずれも規模要件はありません）

#### 交付対象数量

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量  
※そばについては、平成27年産から規格外品を支援対象から除外しています。

#### 交付単価（全国一律）

2 ページ【数量払の交付単価】を参考

### 2 面積払（営農継続支払）

#### 交付対象者

数量払の交付申請を行う者であって、当年産の作付がある者

#### 交付対象面積

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の作付面積

#### 交付単価（全国一律）

**20,000円/10a（麦、大豆等）**  
**13,000円/10a（そば）**

### 基準単収を大きく下回った場合は

※対象畑作物ごとに東北農政局長が市町村別等の基準単収を定めています。

**【横手市の基準単収 小麦 129kg/10a 大豆 159kg/10a そば 51kg/10a】**

※面積払（営農継続支払）の交付を受けた農業者は、対象畑作物の品質区分別生産量を当該畑作物の作付面積で除した単収が、基準単収の2分の1に満たない場合には、「基準単収を大きく下回ったことの理由書」とその根拠となる証拠書類を提出してもらい、その理由が自然災害等の合理的な理由でない場合には、支払い済みの面積払（営農継続支払）と水田活用の直接支払交付金を返還してもらいます。

## ◆数量払の交付単価◆

令和5年産から交付対象作物ごとに消費税の課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分けられます。

消費税の免税事業者向け単価を申請する方は、令和5年度の交付申請から2年前の確定申告書等の提出が必要です。 ※収入・売上が1千万円以下であることを確認します。

### 1 小麦

品質区分（等級） （等級/ランク）	1 等				2 等				
	A	B	C	D	A	B	C	D	
パン・中華麺用 品種 （円/60kg）	課税事業者向け単価	7,860	7,360	7,210	7,150	6,700	6,200	6,050	5,990
	免税事業者向け単価	8,270	7,770	7,620	7,560	7,110	6,610	6,460	6,400
上記以外 （円/60kg）	課税事業者向け単価	5,560	5,060	4,910	4,850	4,400	3,900	3,750	3,690
	免税事業者向け単価	5,970	5,470	5,320	5,260	4,810	4,310	4,160	4,100

※等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分 ※A～Dランク：たんぱく質の含有率等の違いで区分

### 2 大麦・はだか麦

品質区分（等級） （等級/ランク）	1 等				2 等				
	A	B	C	D	A	B	C	D	
二条大麦 （円/50kg）	課税事業者向け単価	5,870	5,450	5,330	5,280	5,010	4,590	4,460	4,410
	免税事業者向け単価	6,220	5,800	5,680	5,630	5,360	4,940	4,810	4,760
六条大麦 （円/50kg）	課税事業者向け単価	5,210	4,790	4,660	4,610	4,180	3,760	3,640	3,590
	免税事業者向け単価	5,510	5,090	4,960	4,910	4,480	4,060	3,940	3,890
はだか麦 （円/60kg）	課税事業者向け単価	9,220	8,720	8,570	8,480	7,650	7,150	7,000	6,920
	免税事業者向け単価	9,750	9,250	9,100	9,010	8,180	7,680	7,530	7,450

※等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分 ※A～Dランク：白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

### 3 大豆

品質区分（等級）	1 等	2 等	3 等	品質区分（等級）		合格
	普通大豆 （円/60kg）	課税事業者向け単価 10,360	9,670	8,990	特定加工用大豆 （円/60kg）	課税事業者向け単価 8,310
	免税事業者向け単価 10,770	10,080	9,400		免税事業者向け単価 8,720	

### 4 てん菜

品質区分（糖度）	← (+0.1度ごと) 16.6度 (▲0.1度ごと) →	
	てん菜 （円/t）	課税事業者向け単価 +62円 5,070 ▲62円

### 5 でん粉原料用ばれいしょ

品質区分（でん粉含有率）	← (+0.1%ごと) 19.6% (▲0.1%ごと) →	
	でん粉原料用 ばれいしょ （円/t）	課税事業者向け単価 +64円 14,280 ▲64円

### 6 そば

品質区分（等級）	1 等	2 等
	そば （円/45kg）	課税事業者向け単価 17,180
	免税事業者向け単価 18,010	15,900

### 7 なたね

品質区分（品種）	キザキノナタネ、キラリボシ、ナナシキブ、きらきら銀河、ペノカのしずく その他の品種	
	なたね （円/60kg）	課税事業者向け単価 7,720
	免税事業者向け単価 8,140	7,400

## 2 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者拠出に基づくセーフティネットとして、引き続き実施します。

### 交付対象者

認定農業者・集落営農・認定新規就農者（いずれも規模要件はありません）

### 交付対象品目

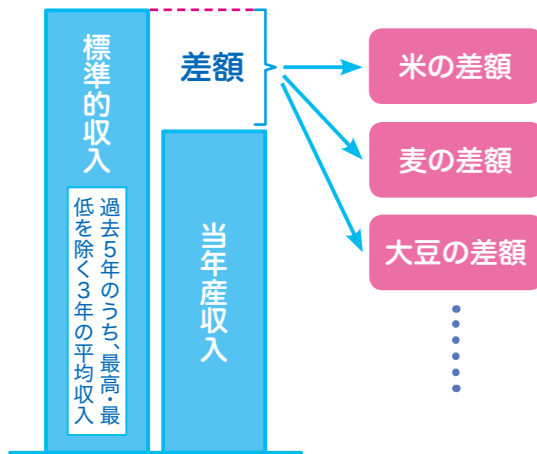
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

### 補てん額

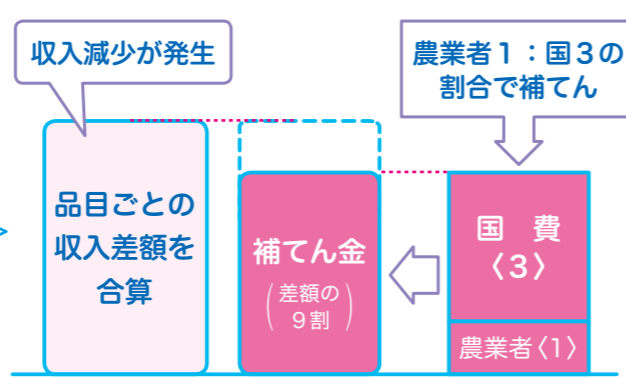
当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補てんします。国からの交付金は、農業者が積み立てた積立金の3倍の額が上限です。



【都道府県等地域単位で算定】



【農業者ごとに算定】



### 加入窓口

ナラシ対策については、JA等認定方針作成者が窓口になります。

### 収入保険・農業共済との関係

#### 収入保険

→自然災害や価格低下をはじめ、農業者ごとの収入の減少を広く補償

※青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です

#### 農業共済

→自然災害等による収穫量の減少を補償

+

#### ナラシ対策

→価格が下落した際などに、収入の減少を補てん

又は

- 収入保険と、農業共済・ナラシ対策などの類似制度は、いずれかを選択して加入することができます（重複加入はできません。）
- ナラシ対策の補てん金は農業共済に加入していることを前提に減額調整されるので、ナラシ対策に加入する場合は農業共済とのセット加入をお勧めします。

## 3 ゲタ・ナラシ対策の交付対象者

### 認定農業者になりましょう

#### 認定農業者になるには

意欲ある農業者が、自らの農業の5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、横手市に申請します。市は、その計画の内容が市の設定した目標とすべき水準（基本構想：年間所得420万円程度）に照らして適切なものであるかを審査し、認定します。



#### 認定新規就農者になるには

新たに農業経営を営もうとする青年等が、経営を開始してから5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「青年等就農計画」を作成し、横手市に申請します。市は、その計画の内容が市の設定した目標とすべき水準（基本構想：年間所得210万円程度）に照らして適切なものであるかを審査し、認定します。



#### こんな集落営農が対象になります

集落営農のゲタ・ナラシ対策の要件については、次の2つの要件とします。

- 【要件】①組織の規約の作成
- ②対象作物の共同販売経理の実施

ただし、ゲタ・ナラシ対策に加入希望する集落営農は経営所得安定対策等交付金交付申請書、営農計画書（野帳）の提出を行う前に、横手市にその旨を申し出し、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」についての確認を受けてください。



## 4 交付金の交付時期（予定）

交付金の種類	支払時期
畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	
面積払（営農継続支払）	生産年8月～12月頃
数量払（麦、そば、なたね）	生産年9月～1月頃
数量払（大豆）	生産年1月～3月頃
水田活用の直接支払交付金	生産年12月～1月頃
米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）	生産年翌年5月～6月頃

# 5 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

## 交付対象者

支援の対象となる農業者は、販売目的で対象作物を交付対象水田\*で生産（耕作）する販売農家・集落営農です。

※交付対象水田

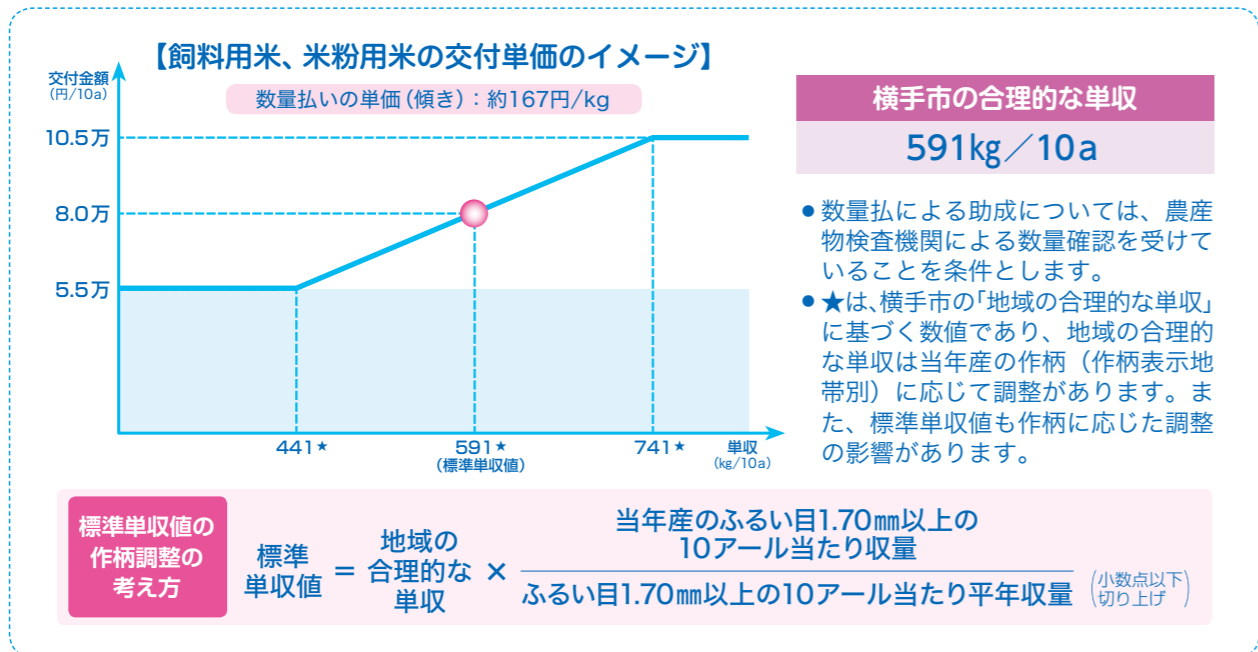
- たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- 現場の課題を検証しつつ、5年間（令和4～8年度まで）で一度も水張り（水稻作付）が行われない農地は令和9年度以降交付対象としない方針。
- 水張りは、水稻作付により確認することを基本とする。

## 支援内容

### 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	35,000円/10a※2
WCS用稲（稲発酵粗飼料用稲）	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000円/10a※3,4

- ※1 飼料用とうもろこしを含む。
- ※2 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は10,000円/10aで支援。
- ※3 過去実績から標準単収以上の収量が確実だったと認められる者には、自然災害等の場合でも、特例措置として標準単価（80,000円/10a）で支援。
- ※4 飼料用米について、令和6年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする。



# 横手市農業再生協議会の産地交付金

各地域で設定する「水田収益力強化ビジョン」に掲げられた目標を実現するための水田活用の直接支払交付金の一つです。地域の水田農業の課題解決や収益力向上のために活用されます。

分類	品目・取組	交付単価
①重点振興作物推進	すいか、ねぎ、枝豆、アスパラ、トマト、きゅうり、ほうれん草、花き（菊、トルコギキョウ、ユリ、シンビジウム、ダリア、芍薬）の出荷・販売	23,000円以内/10a
②振興作物推進	さといも、食用菊、にら、未成熟そらまめ、大根、にんじん、ピーマン、メロン、カリフラワー、キャベツ、葉たばこの出荷・販売	19,000円以内/10a
③施設栽培推進	①重点振興作物と②振興作物を施設栽培（トンネル栽培は対象外）した場合、①及び②に加算	7,000円以内/10a
④重点振興作物団地推進	①重点振興作物で2ha以上の団地化をした場合、①に加算	7,000円以内/10a
⑤大豆の生産性向上の取組推進	大豆を3ha以上で作付・出荷・販売し、かつ生産性向上の取組を実施【取組要件はP7を参照】	5,000円以内/10a
⑥そば団地推進	そばで3ha以上の団地化	3,000円以内/10a
⑦そば二毛作（二期作）推進	そばとそば、麦とそばの組み合わせによる二毛作（二期作）の取組	9,000円以内/10a
⑧わら利用推進（耕畜連携）	飼料用米生産ほ場のわら利用の取組（新規需要米取組認定及び畜産農家との利用供給協定必要）	7,000円以内/10a
⑨飼料作物集積推進	飼料作物（WCSは含まない）で3ha以上集積し作付・出荷・販売（自家給餌含む）	7,000円以内/10a
⑩WCS用稲の生産性向上の取組推進	多収（専用）品種への取組（新規需要米取組認定必要、かつ、面積要件あり）	7,000円以内/10a
⑪ほ場整備面工事完了後の地力増進	ほ場整備面工事完了後の地力増進としてえん麦の作付、すき込み	10,000円以内/10a

※交付単価は、当初配分の範囲内で設定しており、麦や大豆、高収益作物（野菜等）などへの転換を支援する畑作物産地形成促進事業導入に伴い、単価を見直しています。

## 地域の取組に応じて国から追加配分

対象作物	取組内容	追加配分単価
新市場開拓用米	複数年契約（3年以上の新規契約）への取組 ※令和5年度からの新たな契約のみ対象	10,000円/10a
そば・なたね	作付の取組 ※基幹作のみ	20,000円/10a
新市場開拓用米	コメの新市場開拓（輸出用米など）の実施（新規需要米取組認定必要）	20,000円/10a

- 注1：国からの配分及び取組面積の増減により単価が変更となる場合があります。
- 注2：交付金は交付対象水田での作付、取組で対象となります。不作付地が3年を超えて続いた等で交付対象から除外となっている水田で取組をした場合、交付金を受けることができませんのでご注意ください。

## 大豆の生産性向上の取組

**【必須の取組】** ●排水対策の実施（明渠、暗渠など）  
●中耕・培土の実施（適期 2回以上）

**【2つ以上選択して実施が必要な取組】**

- ①種子更新（適正播種量 4～5kg/10a）
- ②殺虫殺菌種子消毒の実施（クレーザーMAXX、クレーザーFS30）
- ③開花期追肥の実施
- ④マメシンクイガ防除の実施（スミチオン乳剤（2回）など、アグロスリン乳剤・アディオン乳剤・パーマチオン水和剤（1回）など）
- ⑤高性能機械の活用（耕うん同時畦立播種機、産業用ヘリ、ドローン）
- ⑥土壌診断の実施（3haに1箇所程度を実施）

## 耕畜連携助成とは

耕種農家と畜産農家の連携を推進し飼料生産の拡大を図るため、飼料用米のわら利用を行う場合に、取組面積に応じて助成します。

**【助成対象者】**

耕畜連携の取組を行う水田において、飼料作物等を生産する農業者（耕種農家）

- 耕種農家と畜産農家で利用供給協定が締結されていること

**【助成対象の取組】**

わら利用

（取組要件）飼料用米の生産ほ場の稲わらを出荷すること  
※コンバインで収穫した際に短くカットした稲わらは大部分を回収することが困難なため助成対象から除外

## 取組一覧（生産性向上及び低コスト生産等に関する取組）

品目等	取組内容
大豆	①地下水制御システムによる栽培 ②種子更新 ③種子塗抹処理の実施 ④もみ殻補助暗渠の実施 ⑤高性能機械の活用（耕うん同時畝立播種、産業用無人ヘリコプター、マルチコプター）
飼料用米 米粉用米 WCS用稲	①育苗期いもち病防除の実施 ②育苗箱全量施肥技術の実施 ③多収品種の導入（秋田63号、ふくひびき、べこあおば等） ④疎植栽培の実施（栽植密度を地域の慣行栽培の80%以下） ⑤直播栽培の実施 ⑥高密度播種育苗栽培の実施 ⑦側条施肥の実施 ⑧緩効性肥料の利用 ⑨流し込み施肥の実施 ⑩畦畔の除草（2回以上）
重点推進野菜	①出荷又は販売の実施

※上記取組を実施したことを証明する書類を準備してください。

## 産地交付金「県推進枠」

秋田県では、水田フル活用による経営の複合化と戦略作物の産地化を推進するため、産地交付金に全県共通の助成枠（県推進枠）を設定し、大豆や野菜等の更なる生産拡大を支援します。

※本交付金は、各地域農業再生協議会が定める産地交付金の助成と併せて、国から直接交付されます。

### ① 大豆、重点推進野菜、飼料用米の作付拡大への助成

対象品目	大豆、重点推進野菜、飼料用米、米粉用米、WCS用稲 重点推進野菜…えだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか
対象面積	対象品目の前年からの拡大面積
助成要件	前年からの拡大面積が30a以上、かつ1つ以上の取組を実施（P8の取組一覧から選択）
助成単価	大豆 <b>16,000</b> 円程度/10a 重点推進野菜 <b>32,000</b> 円程度/10a 飼料用米、米粉用米、WCS用稲 <b>13,000</b> 円程度/10a

### ② 新市場開拓米（輸出用米等）の複数年契約への助成

対象品目	新市場開拓用米
対象面積	対象品目のうち、複数年契約に該当する作付面積
助成要件	3年以上の複数年契約を締結 ※令和3、4年度に開始した契約が対象。
助成単価	<b>8,000</b> 円程度/10a

### ③ 飼料用米の拡大面積維持に対する取組支援

対象品目	飼料用米
対象面積	令和4年度において対象品目30a以上拡大した面積
助成要件	令和5年度も4年度の作付面積を維持し、かつ2つ以上の取組を実施（P8の取組一覧から選択）
助成単価	<b>10,000</b> 円程度/10a

### ④ 飼料用米の複数年契約への助成（契約初年度限り）

対象品目	飼料用米
対象面積	対象品目のうち、複数年契約に該当する作付面積
助成要件	3年以上の複数年契約を締結 ※令和5年度に開始した契約が対象。
助成単価	<b>3,000</b> 円程度/10a

注：①～④の助成単価は目安であり、国からの配分額や本県の取組実績により、単価が変更となる場合があります。

## 畑作物産地形成促進事業

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

※令和5年度の申請受付は終了しています。

**交付対象者** 麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし等の低コスト生産等に取り組む生産者。

### 支援内容

対象作物	交付単価
令和5年産の麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし	<b>40,000円/10a</b>

※令和6年度に畑地化に取り組む場合、5,000円/10aを加算。

**取組内容** 対象作物ごとに3つ以上の取組が必要です。

対象作物	主な取組
麦 （新市場開拓向け又は加工向け）	①融雪促進 ②新たに導入した品種に応じた栽培管理 ③ふく土・踏圧 ④難防除雑草対策 ⑤生育予測システムを活用した開花期・収穫期予測 ⑥効率的・効果的な施肥等
大豆 （新市場開拓向け又は加工向け）	①大豆300A技術 ②難防除雑草対策 ③土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり ④新品種の導入 ⑤効率的な施肥 ⑥均平作業（傾斜均平） ⑦摘心栽培 ⑧畝間冠水等
高収益作物 （新市場開拓向け又は加工向け）	①生物農薬の導入 ②農薬によらない病害虫対策 ③農薬によらない土壌消毒 ④農薬のドリフト対策 ⑤化学肥料の使用量削減 ⑥化学農薬の使用量削減等
子実用とうもろこし	①排水対策 ②均平作業（傾斜均平） ③堆肥の利用 ④効果的な施肥 ⑤農薬によらない病害虫対策 ⑥生物農薬の活用 ⑦難防除雑草対策 ⑧カビ毒の低減等

※本支援の対象となった面積は、令和5年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし）：3.5万円/10a）の対象面積から除きます。

◆本事業は、申請内容を踏まえて審査し、予算の範囲内で支援対象者が決定される補助事業です。

## コメ新市場開拓等推進事業

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援します。 ※令和5年度の申請受付は終了しています。

**交付対象者** 水田において対象作物を生産（耕作）する販売農家・集落営農です。

### 支援内容

対象作物 (基幹作物のみ対象)	交付単価
新市場開拓用米	40,000円/10a
加工用米	30,000円/10a
米粉用米 (パン・めん用の専用品種)	90,000円/10a

### 取組内容

対象作物ごとに3つ以上の取組が必要です。

対象作物	主な取組
新市場開拓用米 加工用米 米粉用米	①直播栽培 ②疎植栽培 ③高密度播種育苗栽培 ④プール育苗 ⑤湯温種子消毒 ⑥効率的な移植栽培 ⑦作期分散 ⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり等

※支援の対象となった面積は、水田活用の直接支払交付金の国からの追加配分（新市場開拓用米：2万円/10a）、戦略作物助成（加工用米：2万円/10a）の対象面積から除きます。

## 畑地化促進事業

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、畑作物の生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）するメニューを新設しました。

※令和5年度の申請受付は終了しています。

※農業者単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択となります。

### 畑地化支援・定着促進支援

#### ① 畑地化支援

水田における畑地化の取組（注1）を支援します。

#### ② 定着促進支援

水田を畑地化して、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る農業者を、作付面積に応じて、5年間支援します。（①とセットで支援）

対象作物	畑地化支援（注2）	定着促進支援（注3）
高収益作物 (野菜、花き等)	17.5万円/10a	<ul style="list-style-type: none"> <li>2.0(3.0※1)万円/10a×5年間</li> <li>または</li> <li>10.0(15.0※1)万円/10a(一括)</li> </ul> ※1 加工・業務用野菜等の場合
畑作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、 子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円/10a	<ul style="list-style-type: none"> <li>2.0万円/10a×5年間</li> <li>または</li> <li>10.0万円/10a(一括)</li> </ul>

注1 畑地化は、交付対象水田から除外する取組を指します（地目の変更を求めるものではありません）。

注2 令和5年度における取組が対象となります。

注3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象となります。

## 6 対策の加入申請・交付手続き

### 1 「交付申請書」と「営農計画書(野帳)」を提出してください



### 交付申請に関する誓約事項・個人情報の取扱いの確認

- 交付申請を行う方は、立入調査、交付金の返還に関する事項を記載した「**経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項**」を確認していただいた上で、交付申請書を作成してください。
- また、「**個人情報の取扱い**」についても確認していただき、交付申請書の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けていただくことで、申請書等の内容を皆様に確認していただく手間が減ります。

### 2 交付申請書の記載例

様式第1号(表面)

令和5年度 経営所得安定対策等交付金交付申請書

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

申請年月日 令和5年 月 日

継続 新規

申請年月日 令和5年 月 日

氏名又は法人・組織名 農林 太郎

フリガナ ノウリン タロウ

代表者氏名(法人・組織のみ) 農林 太郎

フリガナ 農林 太郎

〒123-4567

住所 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話番号 0120-345-678

法人番号

収入保険の加入状況 加入している

収入保険に加入している構成員の有無(「有」の場合、当該構成員の人数) 有( )人

営農開始・法人設立からの期間 2年以上

前年の税務申告の状況 青色申告

前年の税務申告の状況(組織としての状況を記載) 無

各構成員が申告(組織として申告なし) 無

青色申告 無

白色申告 無

※「畑作物の直接支払交付金(グタ)」及び「収入減少影響緩和交付金(ナラシ)」に申請される場合は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認定されているか認定されることが確認する必要があります。

※グタ対策の申請には、収量私と面積私の方が必要となります。また、グタに申請される場合は、別途提出いただく営農計画書等の「畑作物の直接支払交付金(グタ)」に係る生産予定面積欄に記載する必要があります。

※営農開始・法人設立からの期間及び前年の税務申告の状況は、グタ対策における交付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的なあり方を検討するための重要な情報です。

② 交付申請内容(令和5年度の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください)※前年度の申請状況は参考です。

交付金名	畑作物の直接支払交付金(グタ)の申請	収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請
令和5年度の申請	する しない	する しない
(参考)前年度の申請状況	する しない	する しない
事業名	水田活用の直接支払交付金の申請	コメ新市場開拓等推進事業の申請
令和5年度の申請	する しない	する しない
(参考)前年度の申請状況	する しない	する しない

③ 交付対象作物等の確認(該当する欄に○を付けてください)

交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無	交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無	交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無
主食用米	ある ない	てん菜	ある ない	新市場開拓用米	ある ない
小麦	ある ない	でん粉原料用ばれいしょ	ある ない	飼料作物	ある ない
二条大麦	ある ない	飼料用米	ある ない	そば	ある ない
六条大麦	ある ない	米粉用米	ある ない	なたね	ある ない
はだか麦	ある ない	WGS用稲	ある ない	産地交付金等の交付対象作物	ある ない
大豆	ある ない	加工用米	ある ない	水田農業集約化推進補助交付金対象作物	ある ない

④ みどりの食料システム戦略について(該当する欄に○を付けてください)

実践している	実践する予定	知っているが未実践	知らない
実施している	実施する予定	知っているが未実践	知らない

⑤ 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)

登録済の振込口座	「個人情報の取扱い」に記載された内容について
変更なし 新規 変更あり	同意する

交付申請者管理コード

「本用紙・交付申請書(誓約事項)」の個人番号欄に記入

申請者の押印が不要になりました。

申請者の押印が不要になりました。

申請年月日を記入してください。

申請年月日を記入してください。

該当する経営形態、認定状況に○印を付けてください。

該当する経営形態、認定状況に○印を付けてください。

氏名、住所を記入してください。氏名、住所などが印字されている方は、内容を確認してください。訂正が必要な場合は訂正してください。

氏名、住所などを印字されている方は、内容を確認してください。訂正が必要な場合は訂正してください。

該当する項目に○印を付けてください。

① 集落営農の構成員に収入保険加入者がいる場合は当該人数を記載ください。

② 個人・法人の方は営農開始・法人設立からの期間に○印を付けてください。

申請する交付金には「する」に、申請しない交付金には「しない」に○印を付けてください。

申請する交付金には「する」に、申請しない交付金には「しない」に○印を付けてください。

交付金を申請する交付対象作物には「ある」に、申請しない作物には「ない」に○印を付けてください。

交付金を申請する交付対象作物には「ある」に、申請しない作物には「ない」に○印を付けてください。

みどりの食料システム戦略について、御存じかどうかの調査です。該当するところに○印を付けてください。

みどりの食料システム戦略について、御存じかどうかの調査です。該当するところに○印を付けてください。

該当する欄に○印を付けてください。

様式第1号(裏面)

⑥ 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の積立て申出(ナラシ申請者が記載)

令和5年度収入減少影響緩和交付金(ナラシ)について、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。  
※対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記入してください。  
※収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記入してください。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
米穀		8,025 m <sup>2</sup>
秋期には種する小麦		2,040 m <sup>2</sup>
大豆		4,022 m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>

⑦ ナラシ積立金の積立コースの意向選択(ナラシ申請者が記載)

該当するものにレ印を記入してください。  
なお、今回は意向の確認であり、積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

10%の減収に対応した積立金を納付予定  20%の減収に対応した積立金を納付予定

⑧ 消費税の課税事業者・免税事業者等の状況(ゲタ申請者が記載)

令和5年6月末時点の状況について、該当するものにレ印を記入してください。  
免税事業者向け単価を申請する方は、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要です。

課税事業者(簡易課税事業者含む)  免税事業者  各構成員が申告

⑨ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況(ゲタ・ナラシの申請者が記載)

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

⑩ 農地の有効利用の実施状況(ゲタ・ナラシ対象者が記載)

現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

ナラシの申請を「する」に○印を付けた方は、本年に生産を予定している品目についてその生産予定面積等を記入してください。

ナラシの申請を「する」に○印を付けた方は、積立コースのいずれかに☑チェックしてください。

ゲタの申請を「する」に○印を付けた方は、課税事業者・免税事業者等の状況を必ずいずれかに☑チェックしてください。

確認事項に☑チェックしてください。

### 3 交付申請書に添付して提出する書類

#### 1 交付対象者であることが確認できる書類

- 認定農業者は、農業経営改善計画認定書の写し
- 特定農業法人又は特定農業団体は、特定農用地利用規程認定書の写し及び当該特定農用地利用規程の写し
- 集落営農は、規約の写し、構成員名簿の写し、共同販売経理を確認できる書類(通帳の写し等)、総会資料の写し(決算書類など)
- 認定新規就農者は、青年等就農計画認定書の写し

注1: 前年度に加入されている方で、確認書類に変更がない場合は、書類の添付を省略することができます(新規・変更がある場合は提出が必要です)。  
注2: 交付申請書の提出後に、交付申請者が死亡した場合や集落営農が法人化するなどの場合には、交付金の交付を受けるための手続を承継するための書類を作成する必要がありますので、横手市農業再生協議会等にお問い合わせください。

#### 2 その他(以下に該当する方は、書類が必要です)

- 初めて経営所得安定対策等の交付金を申請する方や、これまでの交付金の振込口座を変更される方は、「経営所得安定対策等交付金振込口座届出書」を提出してください。
- ブロックローテーションなど、地域の営農上の理由で、交付金を本人名義以外の口座で受領する必要がある方は、「口座名義人に対する委任状」を提出してください(ただし、既に提出している方は、変更する必要がある場合のみ提出してください)。
- ゲタ対策で消費税の免税事業者向けの単価を申請する方については、収入・売上が1千万円以下であることを確認するために、2年前(2期前)の確定申告書等の提出をしてください。

## 7 本対策に加入する農業者の皆様へ



経営所得安定対策等交付金を申請される方は、次の事項をよくお読みになり、本対策における適正な交付金の交付にご協力願います。

### 1 立入調査の実施等について

経営所得安定対策等において、交付金が適正に交付されているか等の確認を行うために、国の職員が、現地に出向き申請書類や現地ほ場等の調査を実施しています。  
**関係書類等は5年間大切に保存**していただき、調査へのご協力をお願いします。

営農計画書に係る調査 営農計画書どおりの作付か、捨てづくりではないか等について確認 など

調査した結果、**誤っているものについては**、面積等を修正し、交付金額の再計算を行った上で、**交付金の返還等の手続きを行います**。  
また、**本調査の拒否、故意的な違反行為を行っていた場合は、直ちに、交付金を返還していただきます**。

### 2 捨てづくりの防止について

交付対象となる作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則となっています。

- ① 作付や肥培管理等が不適切な場合(捨てづくり)には交付金は交付されません。
- ② 以下の事項に該当する場合は、理由書の提出が必要となります。

加工用米、新市場開拓用米	当年産の出荷数量が当初契約数量の8割に満たない
飼料用米(生もみ除く)、米粉用米	交付対象の数量・面積から算定される単収が標準単収値(市町村ごと)から150kg/10aを差し引いた値に満たない
その他作物	近隣ほ場の生育状況等と比較して十分な収量が得られない
ゲタ対策の面積払の交付金	交付対象の数量・面積から算定される単収が基準単収(市町村ごと)の1/2に満たない

- ③ 自然災害等の合理的な理由がないなど、**捨てづくりが判明した場合には、交付金は交付されません**。  
また、既に**交付済みの交付金**は、**返還していただきます**。

### 3 農業者年金との重複申請防止について

—— 既に経営移譲をしている方と、これから経営移譲する方へ ——

農業経営を移譲し、**農業者年金の経営移譲年金又は特例付加年金を受給している(受給することになった)方は、原則、経営所得安定対策等交付金の申請はできません**ので、移譲された方の名義で申請する必要があります。  
農業者年金に関することは、横手市農業委員会(☎0182-35-2172)にお問い合わせください。

### 4 農業経営の承継等について

**交付申請書等を提出した後、相続や経営移譲等の事由により申請者に変更が生じた場合**、交付金の円滑な交付を受けるためには、速やかに、**相続若しくは、農業経営の承継等に関する手続きを行ってください**。

## 8 横手市単独事業

### 水田利活用緊急支援対策事業（横手市単独事業）

市が定める重点振興作物（8品目）と振興作物（11品目）に対して要件を定め加算します。

【対象作物】重点振興作物（8品目）

すいか、ねぎ、枝豆、アスパラガス、トマト、きゅうり、ほうれん草、  
花き（菊、トルコギキョウ、ユリ、シンビジウム、ダリア、芍薬）

振興作物（11品目）

さといも、食用菊、にら、未成熟そらまめ、大根、にんじん、ピーマン、  
メロン、カリフラワー、キャベツ、葉たばこ

【交付単価】重点振興作物：4,000円以内/10a 振興作物：3,000円以内/10a

【交付要件】出荷・販売している作物であること（下限要件あり）

### 生産力強化産地確立事業（横手市単独事業）

#### ▶ 特別栽培米作付推進助成 ◀

売れる米作りを推進するため、特別栽培米（JAS有機米、減農薬減化学肥料栽培米）に取り組む農業者等に対して助成します。また、ニュースーパーコン等を取組水田に施用した場合、上乘せ助成します。

【対象者】特別栽培米を生産する農業者及び集落営農

【助成単価】減農薬減化学肥料栽培米（5割減）：1,000円/10a

特減農薬減化学肥料栽培米（8割減）：4,000円/10a

有機栽培米：6,000円/10a

ニュースーパーコン等：1,000円/10a

※特別栽培米とは国の特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき栽培された米（とう精されたものを含む）をいいます。

#### ▶ 横手市園芸振興拠点センタータイアップ作物助成 ◀

横手市園芸振興拠点センターが推奨するミニトマト等の栽培に取り組む農業者等に対して助成します。

【対象者】横手市園芸振興拠点センターとタイアップして栽培に取り組む農業者等

【取組要件】露地栽培面積10a程度で3年以上継続して栽培すること

【助成単価】取組初年度の事業費（消費税除く）の1/2以内

#### ▶ 野菜等生産力向上助成 ◀

堆肥を活用した野菜づくりに取り組む農業者等に対して助成します。

【対象者】重点振興作物（8品目）、振興作物（11品目）及びホップを出荷・販売する農業者及び集落営農

【取組要件】横手市有機センターが製造する堆肥を購入し、重点振興作物及び振興作物を栽培する圃場に施用すること

【助成単価】1,000円/m<sup>2</sup>

#### ▶ 耕畜連携推進助成 ◀

耕畜連携による水田の有効利用を推進するため、畜産農家の稲発酵粗飼料購入に対して助成します。

【対象者】市内の耕種農家が生産した稲発酵粗飼料を購入する市内の畜産農家（個人）

【助成単価】1,000円以内/1ロール（300kg）当たり

#### ▶ デントコーン作付支援助成 ◀

デントコーン生産に取り組む農業者等に対して助成します。

【対象者】市内のデントコーン生産に取り組む農業者及び集落営農

【助成単価】1,000円以内/10a

## 安定した農業経営の実現を目指して

本市の農業は、肥沃な土壌と内陸性気候を生かしながら、野菜、果樹、花き、畜産による複合経営が県内では最も進んでいる地域として進展してきました。

一方、全国的に見ると未だ園芸作物の作付け割合は低く、米価の下落や主食用米の消費減少などの影響を受けやすい状況が続いています。また、農業従事者の高齢化が年々進み、担い手不足が顕著になっています。

こうした課題解決に向けて、更なる需要に応じた売れる米づくりの推進と、複合型産地の推進を通じて、水田農業経営の安定と発展を図っていきましょう。

主食用米のブランド化と新たな需要先の掘り起しを行うと同時に、生産性の向上や収益性の高い野菜や花きなどの園芸作物を取り入れた経営の複合化を推進していきましょう。

経営所得安定対策は、水田農業全体の所得向上と  
農業経営の安定を応援する制度です。

## 売り先を確保した実需に応じた米生産が重要です!

平成30年産米から生産数量目標の配分が廃止され、農家やJA等が自分で生産量を決定する方式に変わりました。

米の国内消費量が減少し続け、産地間競争が激しさを増す中であって、米どころ横手が勝ち残っていくために、農家の皆さんにおいては、委託販売している場合には米を販売するJA等の集荷業者から示される販売計画に基づき、また直接販売している場合には販売先からの需要者・消費者ニーズに基づいて、米を生産していくことが重要となります。

◆転作作物を推進する「水田活用の直接支払交付金（産地交付金を含む）は継続しています。これらの交付金を利用しながら水田のフル活用を推進しましょう。